条例改正に伴う新旧対照表

平成29年 奈良市議会9月定例会

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

	現行					改正案			
別表第2(第4条関係)					別表	別表第2(第4条関係)			
	機具	関	事務	特定個人情報		杉	幾関	事務	特定個人情報
	略		略	略		略		略	略
	3 市	5長	奈良市営住宅条例に	略		3	市長	奈良市営住宅条例に	略
			よる市営住宅の管理	身体障害者福祉法(昭和24年法律第				よる市営住宅の管理	身体障害者福祉法(昭和24年法律第
			に関する事務であっ	283号)による身体障害者手帳、精神				に関する事務であっ	283号)による身体障害者手帳、精神
			て規則で定めるもの	保健及び精神障害者福祉に関する法				て規則で定めるもの	保健及び精神障害者福祉に関する法
				律(昭和25年法律第123号)による精					律(昭和25年法律第123号)による精
				神障害者保健福祉手帳又は知的障害					神障害者保健福祉手帳又は知的障害
				者福祉法(昭和35年法律第37号)にい					者福祉法(昭和35年法律第37号)にい
				う知的障害者に関する情報(以下「障					う知的障害者に関する情報(以下「障
				害者関係情報」という。)であって規					害者関係情報」という。)であって規
				則で定めるもの					則で定めるもの
									住民基本台帳法(昭和42年法律第81
									号) 第7条第4号に規定する事項(以
									下「住民票関係情報」という。) であ
									って規則で定めるもの
	4 市	5長	奈良市改良住宅条例	略		4	市長	奈良市改良住宅条例	略
			による改良住宅等の	障害者関係情報であって規則で定め				による改良住宅等の	障害者関係情報であって規則で定め
		i	管理に関する事務で	るもの				管理に関する事務で	るもの
			あって規則で定める					あって規則で定める	住民票関係情報であって規則で定め
			もの					もの	<u>るもの</u>
	5 市	5長	奈良市コミュニティ	略		5	市長	奈良市コミュニティ	略

現行				改正案		
		障害者関係情報であって規則で定め				障害者関係情報であって規則で定め
	ュニティ住宅の管理	るもの			ユニティ住宅の管理	るもの
	に関する事務であっ				に関する事務であっ	住民票関係情報であって規則で定め
	て規則で定めるもの				て規則で定めるもの	<u>るもの</u>
略	略	略		略	略	略
	•		'			

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律	第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律
(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項 <u>並ひ</u>	(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項 <u>、第</u>
に第7条第1項 、地方公務員法	4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法
(昭和25年法律第261号) 第24条第5項並びに地方公営企業法(昭和27年法	(昭和25年法律第261号)第24条第5項並びに地方公営企業法(昭和27年法
律第292号)第38条第4項	律第292号)第38条第4項 <u>(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和</u>
の規定に基	27年法律第289号)附則第5項により準用される場合を含む。) の規定に基
づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特	づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特
例に関し必要な事項を定めるものとする。	例に関し必要な事項を定めるものとする。
(職員の任期を定めた採用)	(職員の任期を定めた採用)
第2条 略	第2条 略
	第2条の2 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限
	って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合に
	は、職員を任期を定めて採用することができる。
	<u>(1)</u> 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
	(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務
	2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各
	<u>号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業</u>
	務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保する
	ために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。
	(短時間勤務職員の任期を定めた採用)
	第2条の3 任命権者は、短時間勤務職員(法第2条第2項に規定する短時間
	<u>勤務職員をいう。以下同じ。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに</u>
	従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、

短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

現行	改正案
	2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供さ
	れるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提
	供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維
	持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務
	に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、
	短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
	3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認(企業職員
	(地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号に規定する職員をい
	う。以下同じ。)にあっては、これに相当する承認その他の処分)を受けて
	勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させること
	が当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を
	<u>任期を定めて採用することができる。</u>

(任期を定めた採用の公正の確保)

第3条 任命権者は、前条各項 の規定により任期を定めて職員を採用する場第3条 任命権者は、第2条各項の規定により任期を定めて職員を採用する場 合には、原則として公募によることとし、性別その他選考される者の属性を 基準とすることなく、かつ、情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不 当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務 に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経 歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検 証しなければならないものとする。

(任期を定めた採用の公正の確保)

条第1項の規定による承認

合には、原則として公募によることとし、性別その他選考される者の属性を 基準とすることなく、かつ、情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不 当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務 に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経 歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検 証しなければならないものとする。

(1) 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19

条例第50号) 第15条第1項の規定による介護休暇の承認

2 前項の規定は、前2条の規定により職員を選考により任期を定めて採用す る場合について準用する。この場合において、同項中「選考される者につい て従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識

	成木田 グーク
現行	改正案
	見」とあるのは、「当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に
	係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性」と読み替える
	<u>ものとする。</u>
2 略	3 略
	(任期の特例)_
	第3条の2 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第2条の2第1
	項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間
	延期された場合その他やむを得ない事情により第2条の2又は第2条の3の
	規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長す
	<u>ることが必要な場合で第2条の2又は第2条の3の規定により任期を定めて</u>
	採用した趣旨に反しない場合とする。
(任期の更新)	(任期の更新)
第4条 略	第4条 略
	2 任命権者は、第2条の2又は第2条の3の規定により任期を定めて採用さ
	れた職員(以下「非専門的任期付職員」という。)の任期が3年(前条に該
	当する場合にあっては、5年。以下この項において同じ。) に満たない場合
	にあっては、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更
	<u>新することができる。</u>
2 任命権者は、前項 の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当	3 任命権者は、前2項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当
該職員の同意を得なければならない。	該職員の同意を得なければならない。
(特定任期付職員の給与の特例)	(特定任期付職員の給与の特例)
第5条 特定任期付職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律	第 5 条 特定任期付職員(企業職員
(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。第7条第1	
<u>項において同じ。)</u> である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条にお	である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条にお
いて同じ。)には、次の給料表を適用する。	いて同じ。)には、次の給料表を適用する。
略	略
$2\sim4$ 略	2~4 略
	- · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

現行	改正案
第6条 略	第6条 略
	(非専門的任期付職員の給与の特例)
	第6条の2 非専門的任期付職員(企業職員である非専門的任期付職員を除
	く。以下この条及び次条において同じ。)の給料月額については、給与条例
	第7条第9項の規定を準用する。
	2 非専門的任期付職員のうち第2条の3の規定により任期を定めて採用され
	た職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。) の給料月額については、
	給与条例第7条の2の規定を準用する。
	第6条の3 給与条例第6条の2、第7条(第9項を除く。)、第22条及び第
	22条の2の規定は、非専門的任期付職員には適用しない。
	2 給与条例第11条から第15条まで、第16条の3及び第16条の5の規定は、任
	期付短時間勤務職員には適用しない。
	3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第16条の4第2項第2号及び第40
	条の規定の適用については、給与条例第16条の4第2項第2号中「再任用短
	時間勤務職員」とあるのは「奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特
	例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)第2条の3の規定により任期
	を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、
	給与条例第40条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務
	職員」とする。
	4 給与条例第17条第3項の規定は、任期付短時間勤務職員について準用す
	る。この場合において、同項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「任
	期付短時間勤務職員」と読み替えるものとする。
(企業職員である特定任期付職員の給与の特例)	(企業職員である特定任期付職員の給与の特例)
第7条 略	第7条 略
	(企業職員である非専門的任期付職員の給与の特例)
	第7条の2 企業職員給与条例第4条及び第10条の2の規定は、企業職員であ
	<u>る非専門的任期付職員には適用しない。</u>

現行	改正案
	2 企業職員給与条例第3条の2、第5条、第5条の3、第6条の2及び第13
	条の規定は、企業職員である任期付短時間勤務職員には適用しない。
(教員である任期付職員の給与の特例)	(教員である任期付職員の給与の特例)
第8条 第2条各項 の規定により任期を定めて採用された市費	第8条 <u>第2条から第2条の3まで</u> の規定により任期を定めて採用された市費
支弁の教員(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。)の給与	支弁の教員(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。)の給与
(教職調整額及び義務教育等教員特別手当を含む。) については、この条例	(教職調整額及び義務教育等教員特別手当を含む。)については、この条例
の規定にかかわらず、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年	の規定にかかわらず、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年
12月奈良県条例第24号)により奈良県が給与を負担する教員の給与の例によ	12月奈良県条例第24号)により奈良県が給与を負担する教員の給与の例によ
る。	る。

現行 (1週間の勤務時間) (1週間の勤務時間) 第2条 略 第2条 略 2 略 略 3 地方公務員法 第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 れた職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの (以下「再任用短時間勤務職員」という。) の勤務時間は、第1項の規定に かかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15 時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4 任命権者は、職務の特殊性又は当該事務所の特殊の必要により前3項に規5 任命権者は、職務の特殊性又は当該事務所の特殊の必要により前各項に規 定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間につい て、市長の承認を得て、別に定めることができる。 (週休日及び勤務時間の割振り) (週休日及び勤務時間の割振り)

改正案

- 3 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用さ (以下「再任用短時間勤務職員」という。) の勤務時間は、第1項の規定に かかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15 時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の-般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定 により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時 間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間 につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。
- 定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間につい て、市長の承認を得て、別に定めることができる。
- |第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以|第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以 下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等について は、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて は、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて 月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短 月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短 時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加 時間勤務職員については、日曜日及び十曜日に加 えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができ えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができ る。
- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間

る。

下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等について

45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等につ いては、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、 1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再 については、1週間ごとの期 任用短時間勤務職員 間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振る ものとする。

|第4条 略

(年次休暇)

には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日」には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日 (育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容) に従った週休日、再任用短時間勤務職員 は8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は 当該事務所の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時 間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職 員等及び再任用短時間勤務職員 にあっては、8日以 上)の调休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規 則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以 上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期 間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従っ た週休日)を設ける場合には、この限りでない。

において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数と する。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員 等及び再任用短時間勤務職員 にあっては、その者 の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

改正案

45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等につ いては、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、 1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再 任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期 間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振る ものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により调休日及び勤務時間の割振りを定める場合2 任命権者は、前項の規定により调休日及び勤務時間の割振りを定める場合 (育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容 に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあって は8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は 当該事務所の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時 間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職 員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以 上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規 則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以 上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期 間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従っ た週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次休暇)

|第12条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度|第12条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度| において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数と する。

> (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員 等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者 の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

現行	改正案
(2)・(3) 略	(2)・(3) 略
2 • 3 略	2 • 3 略
(臨時又は非常勤の職員の勤務時間等)	(臨時又は非常勤の職員の勤務時間等)
第19条 臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員	第19条 臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務
を除く。)の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条まで	職員を除く。)の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条まで
の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して規則で定める。	の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して規則で定める。

現行	改正案
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員	員とす <mark>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とす</mark>
る。	る。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
	(3) 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成
	24年奈良市条例第9号)第2条の3第3項の規定により任期を定めて採用
	された短時間勤務職員
<u>(3)</u> 略	<u>(4)</u> 略
(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)	(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)
第15条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、 <u>過員を生</u>	<u>: じる</u> 第15条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、 <u>次に掲げる事</u>
<u>場合</u> とする。	<u>情</u> とする。
	<u>(1)</u> 過員を生じること。
	(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(育児休業
	法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員を
	いう。以下同じ。)を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことが
	<u>できないこと。</u>
(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)	(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)
第16条 略	第16条 略
	(育児短時間勤務をしている職員についての奈良市一般職の任期付職員の採
	用及び給与の特例に関する条例の特例)
	第16条の2 育児短時間勤務をしている職員についての奈良市一般職の任期付
	職員の採用及び給与の特例に関する条例第5条第2項の規定の適用について
	は、同項中「決定する」とあるのは、「決定するものとし、その者の給料月

額は、その者の号給に応じた額に、奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市条例第50号)第2条第2項の規定により定めら

T□ /→	以不由 カーカー
現行	改正案
	れたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗
	じて得た額とする」とする。
(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)	(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)
第17条 略	第17条 略
	(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)
	第17条の2 第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用す
	る。
	(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与の特例)
	第17条の3 短時間勤務職員の給料月額については、奈良市一般職の職員の給
	与に関する条例第7条の2の規定を準用する。
	第17条の4 奈良市一般職の職員の給与に関する条例第6条の2、第7条、第
	11条から第15条まで、第16条の3、第16条の5、第22条及び第22条の2の規
	定は、短時間勤務職員には適用しない。
	2 短時間勤務職員に対する奈良市一般職の職員の給与に関する条例第16条の
	4第2項第2号及び第40条の規定の適用については、同条例第16条の4第2
	項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「地方公務員の育児休業等
	に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員(以下「短時間勤務
	職員」という。)」と、同条例第40条中「再任用短時間勤務職員」とあるの
	は「短時間勤務職員」とする。
	3 奈良市一般職の職員の給与に関する条例第17条第3項の規定は、短時間勤
	務職員について準用する。この場合において、同項中「再任用短時間勤務職
	員」とあるのは、「短時間勤務職員」と読み替えるものとする。
(部分休業を請求することができない職員)	- (部分休業を請求することができない職員)
第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とす	第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とす
る。	る。
(1) 略	(1) 略
(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法	
(2) 「ハッフィー)401~ 010円 3 32円用 到機長の/アップド中 到機長(地方、公防兵位	1 (4) パック・フォリビロ欧コップ作用到概長の/パックド中到機長(地方公務長仏

現行 改正案 第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用 第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用 短時間勤務職員 」という。)を除く。) 短時間勤務職員等」という。)を除く。) ア・イ 略 ア・イ 略 (部分休業の承認) (部分休業の承認) |第19条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下||第19条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下| 同じ。)の承認は、正規の勤務時間(勤務時間等条例第8条第1項に規定す 同じ。)の承認は、正規の勤務時間(勤務時間等条例第8条第1項に規定す る正規の勤務時間をいう。非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以 る正規の勤務時間をいう。非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以 下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた 下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた 勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 • 3 略

2 • 3 略

現行	改正案
(退職手当の支給)	(退職手当の支給)
第2条 この条例の規定による退職手当は、奈良市一般職の職員の給与に関す	第2条 この条例の規定による退職手当は、奈良市一般職の職員の給与に関す
る条例(昭和32年奈良市条例第21号)の適用を受ける職員で常時勤務に服す	る条例(昭和32年奈良市条例第21号)の適用を受ける職員で常時勤務に服す
ることを要するもの(臨時職員 <u>及び地方公務員法</u> (昭和25年法律第261号)	ることを要するもの(臨時職員 <u>、地方公務員法</u> (昭和25年法律第261号)
第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者	第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者及び地方
	公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又
	は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年
を除	<u>奈良市条例第9号)第2条の3の規定により任期を定めて採用された者</u> を除
く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の	く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の
場合には、その遺族)に支給する。	場合には、その遺族)に支給する。

奈良市税条例 新旧対照表

現行	改正案
(個人の均等割の税率の軽減)	(個人の均等割の税率の軽減)
	(個人の場等引の税中の軽減) 第18条 次の各号に掲げる者のいずれかに該当する納税義務者に対して課する
	切等割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる
類をする。	均等割の領は、削未免1項の規定にかがわりり、ですじても自該任方に拘りる 額とする。
(1) 均等割を納付する義務がある <u>控除対象配偶者</u> 又は扶養親族 1,200円	(1) 均等割を納付する義務がある <u>同一生計配偶者</u> 又は扶養親族 1,200円
(2) 略	(2) 略
(所得割の課税標準)	(所得割の課税標準)
第19条 略	第19条 略
2 · 3 略	2 • 3 略
	4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属す
る年度分の <u>第28条第1項の規定による申告書(その提出期限後において</u> 市民	
税の納税通知書が送達される時までに提出された <u>もの及びその時までに提出</u>	税の納税通知書が送達される時までに提出された <u>次に掲げる申告書をいう。</u>
された第29条第1項の確定申告書を含む。)に特定配当等に係る所得の明細	<u>以下この項において同じ</u> 。)に特定配当等に係る所得の明細
に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき (これらの申告	に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(<u>特定配当等</u> 申
<u>書</u> にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める	告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める
ときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しな	ときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しな
V ₀	い。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提
	出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案
	して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、
	<u>この限りでない。</u>
	(1) 第28条第1項の規定による申告書
	(2) 第29条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる
	申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限
	<u>る。)</u>
5 略	5 略

前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の46 月1日の属する年度分の第28条第1項の規定による申告書(その提出期限後 において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその 時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。) に特定株式等譲渡 所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載 があるとき(これらの申告書 にその記載がないことについて やむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等 譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第25条の2 所得割の納税義務者が、第19条第4項の申告書

の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又 は同条第6項の申告書 に記載した特定株式 等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得 金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課さ れた場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じ て得た金額を、第22条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控 除する。

2 • 3 略

(法人の市民税の申告納付)

改正案

前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4 月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(

市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申 告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡 所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載 があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについて やむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等 譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に 掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合における これらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を 適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第28条第1項の規定による申告書
- (2) 第29条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる 申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限 る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第25条の2 所得割の納税義務者が、第19条第4項に規定する特定配当等申告 に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等 書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等 の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又 は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式 等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得 の規定により株式等譲渡所得割額を課さ 金額について同節第6款 れた場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じ て得た金額を、第22条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控 除する。

2 • 3 略

(法人の市民税の申告納付)

改正案

- 第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第 2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1 項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれ らの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市 長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定 によって提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号 の4様式による納付書によって納付しなければならない。
- 2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は 外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第 24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定 により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書 を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合において は、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期 限の延長があつたときは、その延長された納期限とする
- 。) の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセン ト(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当 該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間 又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して 施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

|5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下こ|5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下こ の項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告 書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する 申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、 かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これ

- 2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1 項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれ らの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市 長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定 により 提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号 の4様式による納付書により 納付しなければならない。
- 外国法人が、外国の法人税等を課された場合には 、法第321条の8第 24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定 により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には 、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期 限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第5項第1号にお いて同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセン ト(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当 該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間 又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して 施行規則第22号の4様式による納付書により 納付しなければならない。

の項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告 書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する 申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、 かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これ

に類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた 後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提 出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当す る税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)について 、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為によ り市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正 があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の 16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)

(1)・(2) 略

を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係6 る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条) の8において準用する場合を含む。以下この項及び第47条の3第1項におい て同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項 (同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同 じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に 係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額 を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額 については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみ なして、第7条の規定を適用することができる。
- 7 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する 7 法人税法第81条の22第1項の規定により 法人税に係る申告書を提出する 義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、 同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に 連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係 をいう。次条第3項及び第47条の3第2項において同じ。)がある連結子法 人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。次条第3項及び第 47条の3第2項において同じ。) (連結申告法人(同法第2条第16号に規定

改正案

に類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた 後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提 出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(環付金の額に相当す る税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)について は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為によ り市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正 があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の 16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。) を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) • (2) 略

法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により 法人税に係 る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条 の8において準用する場合を含む。以下この項及び第47条の3第1項におい て同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項 (同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同 じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に 係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額 を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額 については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみ なして、第7条の規定を適用することができる。

義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、 同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に 連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係 をいう。次条第3項及び第47条の3第2項において同じ。)がある連結子法 人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。次条第3項及び第 47条の3第2項において同じ。) (連結申告法人(同法第2条第16号に規定

する連結申告法人をいう。第47条の3第2項において同じ。)に限る。)に ついては、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結 法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この 項及び第47条の3第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人 の連結事業年度に該当する期間に限る。第47条の3第2項において同じ。) に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定し た法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法 人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなし て、第7条の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

- を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限まで に、施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならな 1
- 第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不 足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期 限の延長があった場合には、その延長された納期限とする

。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセ ント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日 までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に 相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下こ4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類する の項において「修正申告書」という。)の提出 該修正申告書に係る市民税について同条第1項 、第2項、第4項 又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」とい

改正案

する連結申告法人をいう。第47条の3第2項において同じ。)に限る。)に ついては、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結 法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この 項及び第47条の3第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人 の連結事業年度に該当する期間に限る。第47条の3第2項において同じ。) に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定し た法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法 人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなし て、第7条の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

- |第46条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知第46条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知 を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限まで に、施行規則第22号の4様式による納付書により 納付しなければならな V)
- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、 第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不 足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期 限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号に おいて同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセ ント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日 までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に 相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

があつたとき(当 ものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当 該増額更正 に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項 又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」とい

現行
う。) が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき利
額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額
更正」という。)があつた後に、当該 <u>修正申告書が提出された</u> ときにN
る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書は
係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当
する税額に限る。)については、次に掲げる期間
(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人 <u>が提出した修正申告書</u> に
係る 市民税又は令 <u>第48条の15の5第3項</u> に規定する市民税
にあつては、第1号に掲げる期間に限る。) を延滞金の計算の基礎となる期
間から控除する。
(1) 略
(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づく
もの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係
る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものであ
る場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過
する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日まで

(固定資産税の課税標準)

第67条 略

 $2 \sim 7$ 略

受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前7項の規定にか 受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にか かわらず、法第349条の3、第349条の4又は第349条の5 る額とする。

9 • 10 略

改正案

う。) が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税 額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額 更正」という。)があつた後に、当該増額更正があつた ときに限 る。)は、当該増額更正 により納付すべき税額(当該当初申告書に 係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当 する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間 更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税 にあつては、第1号に掲げる期間に限る。) を延滞金の計算の基礎となる期 間から控除する。

(1) 略

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づく もの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係 る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものであ る場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過 する日)の翌日から当該増額更正 の通知をした日(法人税に 係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこ とによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国 の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間

(固定資産税の課税標準)

第67条 略

 $2 \sim 7$ 略

に定め かわらず、法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までに定め る額とする。

9 • 10 略

の期間

	成米省ケージ1
現行	改正案
	(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)
	第67条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3
	<u>分の1とする。</u>
	2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1と
	<u>する。</u>
	3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1と
	<u>する。</u>
(施行規則 <u>第15条の3第2項</u> の規定	(施行規則 <u>第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項</u> の規定
による補正の方法の申出)	による補正の方法の申出)
第70条 施行規則 <u>第15条の3第2項</u> の	第70条 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の
規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年	規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年
1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行	1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行
わなければならない。	わなければならない。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分所有者全	(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋
<u>員の共有に属する共用部分</u> に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第	に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第
1項から第3項までの規定による割合	1項から第3項までの規定による割合
(4) 略	(4) 略
2 略	2 略
 (法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあん分の申	 (法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申
出)	出)
	''' 第70条の2 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要
件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しな	
いものに係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納税	
義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出	
書を市長に提出して行わなければならない。	書を市長に提出して行わなければならない。
$(1)\sim(4)$ B	$(1)\sim(4)$ 略
	\ - / \ \ - / \ \ \

- (5) 法第352条の2第1項の規定により<u>あん分する</u>場合に用いられる割合 に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項2において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の<u>あん分の</u>申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(以下この項及び第82条の3において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第82条の3において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第82条の3において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第82条の3において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度

) の初

日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

 $(1)\sim(5)$ 略

- (6) 法第352条の2第3項の規定により<u>あん分する</u>場合に用いられる割合 に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第3493

改正案

(5) 法第352条の2第1項の規定により<u>按分する</u>場合に用いられる割合 に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項 において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の 申 出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4 項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349 条の3の3第1項に規定する被災年度(以下この項及び第82条の3において 「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項 に規定する避難の指示等(第82条の3において「避難の指示等」という。) が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除 日(以下この項及び第82条の3において「避難等解除日」という。)の属す る年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第82条の3において 「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度 から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦 課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する 被災市街地復興推進地域(第82条の3において「被災市街地復興推進地域」 という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難 等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第82条の3 において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起 算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初 日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなけれ ばならない。

 $(1)\sim(5)$ 略

- (6) 法第352条の2第3項の規定により<u>按分する</u>場合に用いられる割合 に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349

条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額のあん分の申 出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により 読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」と あるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるの は「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるの は「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用 土地に」として、前項の規定を適用する。

4 略

(被災住宅用地の申告)

|第82条の3 法第349条の3の3第1項(同条第2項において進用する場合及||第82条の3 法第349条の3の3第1項(同条第2項において進用する場合及| び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読 み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の 適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等 が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年 であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1 日以後3年 を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度

) の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記 載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提 出しなければならない。

$(1)\sim(6)$ 略

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌 年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除 日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度 から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年 を経過する日を賦 課期日とする年度までの各年度分

改正案

条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申 出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により 読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」と あるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるの は「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるの は「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用 土地に」として、前項の規定を適用する。

4 略

(被災住宅用地の申告)

び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読 み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の 適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等 が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年 であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1 日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、 被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から 被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度まで の各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記 載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提 出しなければならない。

$(1)\sim(6)$ 略

年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除 日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度 から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦 課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められ

) の固定資産税

については、前条の規定は、適用しない。

附則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得 について第19条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所 得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1 を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有す る場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、 第13条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除 く。)を課さない。

2 • 3 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

|第8条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法|第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法 附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告 書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出 されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。 次項において同じ。) に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に 規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書に その記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを 含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を 免除する。

2 • 3 略

(読替規定)

|第10条 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度|第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の ·分の固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第349条の5」とあるのは、

改正案

た場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年 を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税 については、前条の規定は、適用しない。

附則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

について第19条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所 得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1 を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有す る場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、 第13条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除 く。)を課さない。

2 · 3 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告 書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出 されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。 次項において同じ。) に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に 規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書に その記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを 含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を 免除する。

2 • 3 略

(読替規定)

固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5

「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の 3 | とする。

現行

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

 $2 \sim 6$ 略

- 村の条例で定める割合は3分の2とする。
- |8 法附則第15条第36項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割8 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とす 合は3分の2とする。
- る。
- |10 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とす る。

11 略

(新築住字等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が すべき申告)

第10条の3 略

|2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用|2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用 げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添 付して市長に提出しなければならない。

$(1)\sim(4)$ 略

3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地に3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地に ついて、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度 の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規 則附則第7条第3項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなけ ればならない。

改正案

まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法 附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

 $2 \sim 6$ 略

- 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町7- 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町 村の条例で定める割合は3分の2とする。
 - る。
- |9 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とす|9 法附則第15条第44項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割 合は3分の1とする。

10 略

(新築住字等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が すべき申告)

第10条の3 略

を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲 を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲 げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添 付して市長に提出しなければならない。

$(1)\sim(4)$ 略

ついて、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度 の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規 則附則第7条第4項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなけ ればならない。

 $(1)\sim(3)$ 略

 $(1)\sim(3)$ 略

法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けよ5 うとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項 を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26 号) 第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に 要する費用について令附則第12条第21項第2号 に規定する補助を受けてい る旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

現行

6 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようと6 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようと する者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記 載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第 22項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利 に対応する部分の床面積

(3) 略

を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日 から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した 費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定す る基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならな V10

 $(1)\sim(6)$ 略

等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、 同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に 改正案

 $(1)\sim(3)$ 略

法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けよ うとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項 を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26 号) 第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に 要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けてい る旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$ 略

する者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記 載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第 24項において準用する 同条第17項に規定する従前の権利 に対応する部分の床面積

(3) 略

- 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用7- 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用 を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日 から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した 費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定す る基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならな V)

 $(1)\sim(6)$ 略

|8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者|8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者 等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、 同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に

掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類 を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$ 略

- (4) 令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者 が同項各号のいずれに該当するかの別
- (5) 略
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項に規定する 補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

- 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防9 - 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防 止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条 第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲 げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を 添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$ 略

- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する 補助金等
- (6) 略

改正案

掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類 を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$ 略

- (4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者 が同項各号のいずれに該当するかの別
- (5) 略
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する 補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条 第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲 げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を 添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$ 略

- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する 補助金等
- (6) 略
- 10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、 同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る 耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に 施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなけ ればならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番 号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

現行	改正案
	(4) 耐震改修が完了した年月日
	(5) 耐震改修に要した費用
	(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合
	には、3月以内に提出することができなかつた理由
	11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条
	第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定
	の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防
	<u>止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書</u>
	に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなけ
	<u>ればならない。</u>
	(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番
	号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
	(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分
	の床面積
	(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
	(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
	(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する
	補助金等
	(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提
	出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由
10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用	12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用
を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日	を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日
から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第	から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第
11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促	14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促
進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規	進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規
定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定	定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令 <u>附則第12条第26項</u> に規定

する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならな

する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならな

V)

 $(1)\sim(4)$ 略

(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該 耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

現行

(6) 略

(軽自動車税の税率の特例)

第22条 略

2 略

ソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項

において同じ。)に対する第90条の規定の適用については、当該軽自 動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定 を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に 掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 とする。

略

4 略

V)

 $(1)\sim(4)$ 略

(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となつた当該 耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

改正案

(6) 略

(軽自動車税の税率の特例)

第22条 略

2 略

- 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(ガ3 - 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(ガ ソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除 く。)において同じ。)に対する第90条の規定の適用については、当該軽自 動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定 を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に 掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 とする。

略

4 略

- 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対す る第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平 成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分 の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税 に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対す る第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平 成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分

現行	改正案
	の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31
	日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税
	に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句
	は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
	7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(前項
	の規定の適用を受けるものを除く。) に対する第90条の規定の適用について
	は、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回
	車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自
	動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定
	を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲
	げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる
	<u>字句とする。</u>
	(軽自動車税の賦課徴収の特例)
第23条 <u>削除</u>	第23条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第
	2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するか
	どうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1
	項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき
	当該判断をするものとする。
	2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第91条第
	<u>2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後に</u>
	おいて知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定
	等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に
	必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)
	により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該
	国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請
	をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪
	以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第94条及び

現行 改正案 第95条の規定を除く。)を適用する。 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項 の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額 とする。 4 第2項の規定の適用がある場合における第10条の規定の適用については、 |同条中「納期限(| とあるのは、「納期限(附則第23条第2項の規定の適用 がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動 車税の納期限とし、当該」とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第23条の2 略 第23条の2 略 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場 株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」とい 株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」とい う。) に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特 う。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特 定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度 定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度 分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規 分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規 定の適用を受けようとする旨の記載のある第19条第4項に規定する申告書 定の適用を受けようとする旨の記載のある第19条第4項に規定する特定配当 を提出した場合 に限り適用するものと 等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものと し、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式 し、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式 等の配当等に係る配当所得について第19条第1項及び第2項並びに第22条の 等の配当等に係る配当所得について同条第1項 及び第2項並びに第22条の 規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき 規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき 他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用 他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用 しない。 しない。 (1) 第19条第4項ただし書の規定の適用がある場合 (2) 第19条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書が いずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他 の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認

めるとき。

3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る) 市民税の課税の特例)

|第26条 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所第26条 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所 得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土 地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条に おいて同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同 じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則 第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。) に該当す るときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける 譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対し て課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号 に掲げる場合の区分に応じ当該各号 に定める金額に相当する額とする。

(1) • (2) 略

3 略

に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基 因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予 定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予 定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにお ける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課 する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附 則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡 は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第28条の3の2 略

2 • 3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る 市民税の課税の特例)

改正案

得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土 地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条に おいて同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同 じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則 第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。) に該当す るときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける 譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対し て課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号 に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) • (2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税 に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基 因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予 定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予 定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。) に該当するときにお ける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課 する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附 則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

> 3 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第28条の3の2 略

2 · 3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月14 日の属する年度分の第28条第1項の規定による申告書(その提出期限までに 提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達され る時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第29条第1項に 規定する確定申告書を含む。) に前項後段の規定の適用を受けようとする旨 の記載があるとき(これらの申告書 にその記載がないことについてや むを得ない理由があると市長が認めるときを含む。) に限り、適用する。

略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第28条の3の3 略

2 • 3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月14 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1 日の属する年度分の第28条第1項の規定による申告書(その提出期限後にお いて市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時ま でに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。) に前項後段の規定の適 用を受けようとする旨の記載があるとき (これらの申告書 にその記載 がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。) に限り、適用する。

改正案

前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1 日の属する年度分の特例適用配当等申告書(

市民税の納税通知書が送達され る時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ

。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨 の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてや むを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。た だし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出され た場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、 同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この 限りでない。

- (1) 第28条第1項の規定による申告書
- (2) 第29条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる 申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限 る。)
- 5

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第28条の3の3 略

2 · 3 略

日の属する年度分の条約適用配当等申告書(

市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書 をいう。以下この項において同じ 。) に前項後段の規定の適 用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載 がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。) に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告 書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その

現行 改正案 他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長 が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第28条第1項の規定による申告書
- (2) 第29条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる 申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限 る。)

租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第 3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第25条の2の規定の適 用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則 第28条の3の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当 等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同 条第4項に規定する条約適用配当等申告書

にこの項の規定の適用を受けようとする旨及 び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条 約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由が あると市長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所 得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実 施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年 |法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第1 項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、 又は第19条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条 約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法 第37条の4 とする。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

|第28条の9 法附則第15条第36項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で|第28条の9 法附則第15条第44項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で

5 略

租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第6 3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第25条の2の規定の適 用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則 第28条の3の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当 等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第 28条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知 書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条 第1項の確定申告書を含む。) にこの項の規定の適用を受けようとする旨及 び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(こ れらの申告書 にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由が あると市長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所 得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実 施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年 |法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第1 項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、 又は第19条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条 約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法 第37条の4」とする。

(法附則第15条第36項の条例で定める割合)

現行	改正案
定める割合は3分の2とする。	定める割合は3分の1とする。
(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)	(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)
第33条 略	第33条 略
第34条 略	第34条 略
第35条 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、 <u>第28</u>	第35条 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、 <u>第27</u>
項、第32項、第36項、第37項、第42項 若しくは第45項又は第15条の	項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項若しくは第45項又は第15条の
3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「又	3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「又
は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条若しくは第15条	は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条若しくは第15条
の3」とする。	の3」とする。

奈良市税条例等の一部を改正する条例(平成26年奈良市条例第25号) 新旧対照表(附則第6条による改正)

	現行				改正案	
附則				附則		
(軽自動車税に関する経過打	措置)		(軽自動車税に関する	経過措置)	
第4条・第5条 略			第4	条・第5条 略		
第6条 平成27年3月31日以	前に初めて道路運流	送車両法第60条第1項後月	段の第6	条 平成27年3月3	1日以前に初めて道路運	送車両法第60条第1項後段の
規定による車両番号の指定	を受けた三輪以上の	の軽自動車に対して課する	5軽 規	定による車両番号の)指定を受けた三輪以上	の軽自動車に対して課する軸
自動車税に係る新条例第90	条及び新条例附則録	第22条の規定の適用につい	って自	動車税に係る新条例	第90条及び新条例附則	第22条の規定の適用について
は、次の表の左欄に掲げる	規定中同表の中欄は	こ掲げる字句は、それぞれ	に同 は	、次の表の左欄に握	昌げる規定中同表の中欄]に掲げる字句は、それぞれ同
表の右欄に掲げる字句とする	る。		表	の右欄に掲げる字句	とする。	
略略	T .	略		略	略	略
新条例附則第22条第第90多	条第 <u>2 号</u>	略		新条例附則第22条第	第2号	略
1項の表 <u>第90条第2</u> 略	F	略		1項の表 <u>第2号</u>	略	略
<u>号</u> の項				の項		

奈良市税条例等の一部を改正する条例(平成29年奈良市条例第9号) 新旧対照表(附則第7条による改正)

現行	改正案
(奈良市税条例の一部改正)	(奈良市税条例の一部改正)
第1条 略	第1条 略
第2条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。	第2条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。
(中略)	(中略)
附則第22条第2項から第4項までを削る。	附則第22条第2項から第4項までを削る。
	附則第23条を次のように改める。
	<u>第23条 削除</u>

奈良市自動車駐車場条例 新旧対照表

現行	改正案
(<u>使用</u> の制限)	(<u>利用</u> の制限)
第3条 市長は、駐車場の管理上必要があると認めたときは、駐車場の使用	第3条 市長は、駐車場の管理上必要があると認めたときは、駐車場の利用
を制限することができる。	を制限することができる。
(原状回復)	(原状回復)
第5条 駐車場を使用する者(以下「使用者」という。)が駐車場の施設そ	第5条 駐車場を <u>利用する</u> 者(以下「 <u>利用者</u> 」という。)が駐車場の施設そ
の他の工作物を滅失し、又は破損したときは、 <u>使用者</u> において原形に復さ	の他の工作物を滅失し、又は破損したときは、 <u>利用者</u> において原形に復さ
なければならない。	なければならない。
(指定管理者)	(指定管理者)
第6条 略	第6条 略
	(駐車場の利用料金)
	第7条 駐車場を利用しようとする者は、その利用に係る料金(以下「利用
	料金」という。)を支払わなければならない。
	2 毎月の利用料金は、1区画につき2,500円を超えない範囲内におい
	て、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
	3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させ
	<u>るものとする。</u>
	4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認
	<u>めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</u>
(委任)	(委任)
<u>第7条</u> 略	第8条 略

奈良市地区計画形態意匠条例 新旧対照表

	現行			改正案	
別表第1 適用区域(第3	条関係)	別表	別表第1 適用区域(第3条関係)		
	地区整備計画区域			地区整備計画区域	
略	略		略	略	
左京五丁目地			左京五丁目地		
区整備計画区	略		区整備計画区	略	
域			域		
			大宮通り交流	大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区	
			拠点地区地区	計画大宮通り交流拠点地区地区計画の区域において地	
			整備計画区域	区整備計画が定められた区域	
別表第2 建築物等の形態	《又は意匠の制限(第4条関係)		第2 建築物等	の形態又は意匠の制限(第4条関係)	
ア	1		ア	1	
地区整備計画	制限の内容		地区整備計画	制限の内容	
区域・計画地区	即月以マント1日		区域·計画地区	NA A VALUILI	
略	略		略	略	
左京五丁目地			左京五丁目地		
区整備計画区	略		区整備計画区	略	
域			域		
			大宮通り交流		
			拠点地区地区		
			整備計画区域	度を超えないこと。	
				2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この	
				表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩	
				度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色	
				相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配	
				色すること。ただし、当該建築物の外壁のうち都市	

現行	改正案
	計画道路大宮通り線又は都市計画道路三条菅原線に
	面する面について、各見付面積の20分の1未満の
	面積までこの表の付表1の建築物の外壁又はこれに
	代わる柱の表に掲げる色彩以外の色彩を使用するこ
	とができる。
	3 建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、
	キュービクル等の建築設備は、壁面の立ち上げ又は
	ルーバー等で覆い、建築物本体と調和を図る修景を
	施し、眺望及び景観に配慮すること。
	4 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービ
	クル等の建築設備及び立体駐車場施設は、道路、公
	園等の公共施設から直接見えないよう植栽又はルー
	<u>バー等で覆うこと。</u>
	5 屋外階段及びバルコニーを設ける場合は、形態、
	材料及び色彩によって建築物本体と調和を図り、眺
	望及び景観に配慮すること。
	6 建築物の外壁(都市計画道路大宮通り線又は都市
	計画道路三条菅原線に面する側に限る。)にクーラ
	<u>一室外機を設ける場合は、目隠し等で取り囲む等建</u>
	築物本体と調和を図り、眺望及び景観に配慮するこ
	<u> </u>
	7 建築物の外壁に光源等の装飾を施す場合は、その
	光源等が形成する面積が、建築物の外壁各立面につ
	いて、当該立面の面積の5分の1以下となるように
	<u>すること。</u>
別表第2の付表1	別表第2の付表1
建築物の屋根	建築物の屋根

		現行						改正案		
地 区 整 備 計 域・計画地区		色相区分	明度区分	彩度の上限		地区整備 域・計画地		色相区分	明度区分	彩度の上限
略	略	<u> </u>	略	略		略		略	略	略
左京五丁目5 備計画区域	地区整疄	ζ.	略	略		左京五丁目 備計画区域	地区整	略	略	略
	·					大宮通り交 地区地区整 区域		0.0 R 以上10.0 R 未 満	4 未満	<u>2</u>
								0.0YR以上5.0YR 未満	4 未満	4
								5.0YR以上10.0Y R未満	4 未満	<u>6</u>
								0.0Y以上5.0Y未満	4 未満	<u>6</u>
								5.0Y以上10.0Y以 下	4 未満	4
								その他の色相	4 未満	2
								無彩色	4 未満	_
津築物の外壁 又	くはこれに	に代わる柱			趸	= 築物の外壁ス	てはこれ	に代わる柱		•
歯 区 歯・計	ま築物 の規模	色相区分	明度区分	彩度の上限		地区整備計 画区域・計 画地区	建築物 の規模	色相区分	明度区分	彩度の上限
略	略	略	略	略		略	略	略	略	略
左京五丁目 地区整備計 画区域	略	略	略	略		左京五丁目 地区整備計 画区域	略	略	略	略
, <u> </u>	Į.		•			大宮诵り交	全ての	0.0R以上5.0R未満	8未満	2

現行	改正案
	<u>流拠点地区</u> 建築物 <u>8以上</u> <u>1</u>
	<u>地区整備計</u>
	5.0 R 以上10.0 R 未
	8以上 1
	<u>5未満</u> <u>6</u>
	0.0YR以上10.0Y 5以上6未満 4
	R + $R + $ $R +$
	$7 \text{$
	8以上9未満 1
	0.0 Y 以上5.0 Y 未満
	8以上9未満 3
	9以上 2
	5.0 Y 以上10.0 Y 以 5 以上 8 未満 4
	下 8以上9未満 2
	<u>9以上</u> <u>1</u>
	その他の色相 8未満 2
	8以上9未満 1
	<u>無彩色</u> <u>9以下</u> <u>一</u>

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
別表第1 適用区域(第2条関係)	別表第1 適用区域(第2条関係)
地区整備計画区域	地区整備計画区域
略略	略略
左京五丁目地区整略	左京五丁目地区整略
備計画区域	備計画区域
	大宮通り交流拠点大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)
	地区地区整備計画地区計画大宮通り交流拠点地区地区計画の区域
	区域において地区整備計画が定められた区域
別表第2 建築物の用途の制限(第3条関係)	別表第2 建築物の用途の制限(第3条関係)
アイ	P 1
地区整備計画区域・計画地区 建築物	地区整備計画区域・計画地区 建築物
略略	略略
左京五丁目地区整備計画区域 略	左京五丁目地区整備計画区域 略
	大宮通り交流拠点 A地区 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、
	地区地区整備計画射的場、勝馬投票券発売所、場
	区域 外車券売場、場内車券売場又は
	勝舟投票券発売所
	(2) 個室付浴場業に係る公衆浴
	場、ヌードスタジオ、のぞき劇
	場、ストリップ劇場、専ら異性
	を同伴する客の休憩の用に供す
	る施設、専ら性的好奇心をそそ
	<u>る写真その他の物品の販売を目</u>
	的とする店舗その他これらに類
	するもの

現行	改正案			
	(3) 奈良市ラブホテル及びぱちん			

奈良市公民館条例 新旧対照表

(設置)

第2条 本市に次のとおり公民館を設置する。

名称	位置				
略					
奈良市立登美ケ丘公民館	奈良市中登美ケ丘三丁目4,162番地				
	の81				
略	略				

現行

2 略

別表 (第8条の2関係)

1 施設及びその使用料

		午前	午後	夜間	
	区分	9:00~12:	13:00~17:	18:00~21:	
		00	00	00	
		円	円	円	
略	略	略	略	略	
	略	略	略	略	
登美ケ丘	大ホール 2	900	1, 200	900	
公民館					
	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	
立体亚八	略	略	略	略	
平城西公	図書室	240	320	240	
民館	多目的広場		1時間	引につき 200	

(設置)

第2条 本市に次のとおり公民館を設置する。

名称	位置				
略	略				
奈良市立登美ケ丘公民館	奈良市中登美ケ丘三丁目4,162番地				
	の81 <u>・1,994番地の10</u>				
略	略				

改正案

2 略

別表 (第8条の2関係)

1 施設及びその使用料

		午前	午後	夜間	
区分		9:00~12:	13:00~17:	18:00~21:	
		00	00	00	
		円	円	円	
略	略	略	略	略	
	略	略	略	略	
登美ケ丘	大ホール 2	900	1, 200	900	
公民館	大ホール3	<u>1, 590</u>	<u>2, 120</u>	<u>1, 590</u>	
	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	
ᄍᄱᄱ	略	略	略	略	
平城西公 民館	図書室	240	320	240	

							改正案				
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略
	備考						備考				
	1 略						1 略				
<u>2</u> 指定管理者がやむを得ない理由があると認める場合は						合は、使用時					
							<u>間</u> の	区分を分割して使用で	することができ	る。この場合	における使用
							料は、1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき、規定の使用				、規定の使用
							<u>料</u> の	額の1時間相当額とす	<u>ける。</u>		
	<u>2</u> ∼ <u>5</u>	略					<u>3</u> ∼ <u>6</u>	略			
4	2 略					2	2 略				